

令和6年度横須賀市指定管理施設光熱費等補助金交付要綱

(総則)

第1条 光熱費及び燃料費の高騰の影響の軽減措置として、公の施設の運営継続のため、指定管理施設の光熱費及び燃料費を支出する指定管理者に対して行う補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定管理者 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間において、市の指定を受けている指定管理者を含む。）をいう。
- (2) 指定管理施設 指定管理者の管理する公の施設をいう。
- (3) 光熱費 電気、ガスその他これらに類するものの使用料をいう。
- (4) 燃料費 自動車用燃料、ボイラー用その他これらに類するものに要する費用をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができるもの（以下「補助対象者」という。）は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間において、指定管理者として市の指定を受けているもののうち、別表に掲げる指定管理施設（当該期間中に廃止された施設を含む。）の管理及び運営を行ったものとする。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行う指定管理施設の管理及び運営に係る事業のうち、指定管理者の自主事業（指定管理施設の管理及び運営に係る主たる業務以外の業務であって、指定管理者が自己の責任と費用において実施する業務をいう。）以外の事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る費用のうち、第1号に掲げる額に指定管理施設の管理及び運営を行った月数を乗じて得た額、第2号に掲げる額に第3号に掲げる使用量を乗じて得た額、第4号に掲げる額に指定管理施設の管理及び運営を行った月数

を乗じて得た額及び第 5 号に掲げる額に第 6 号に掲げる使用量を乗じて得た額の合計額（当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 令和 6 年度の光熱費についての契約ごとに毎月発生する料金の平均の額（以下「平均基本料金」という。）から、令和 3 年度（当該年度に指定管理施設の供用を休止している場合にあっては、その前年度以前において、当該施設の供用を行っていた年度とする。以下同じ。）の光熱費についての平均基本料金を減じた額

(2) 令和 6 年度の光熱費についての各月の従量部分の料金の平均の額（以下「平均単価」という。）から令和 3 年度の光熱費についての平均単価を減じた額

(3) 令和 6 年度の電気、ガスその他これらに類するものの使用量

(4) 令和 6 年度の燃料費についての平均基本料金から令和 3 年度の燃料費についての平均基本料金を減じた額

(5) 令和 6 年度の燃料費についての平均単価から令和 3 年度の燃料費についての平均単価を減じた額

(6) 令和 6 年度の自動車用燃料、ボイラー用その他これらに類するものの使用量

2 前項の規定にかかわらず、第 7 条第 1 項第 1 号に規定する申請に係る補助対象経費の額は、補助対象事業に係る費用のうち、第 1 号に掲げる額に令和 6 年 4 月から同年 12 月までの間に指定管理施設の管理及び運営を行った月数を乗じて得た額、第 2 号に掲げる額に第 3 号に掲げる使用量を乗じて得た額、第 4 号に掲げる額に令和 6 年 4 月から同年 12 月までの間に指定管理施設の管理及び運営を行った月数を乗じて得た額及び第 5 号に掲げる額に第 6 号に掲げる使用量を乗じて得た額の合計額（当該額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 令和 6 年 4 月から同年 12 月までの間の光熱費についての平均基本料金から令和 3 年度の光熱費についての平均基本料金を減じた額

(2) 令和 6 年 4 月から同年 12 月までの間の光熱費についての平均単価から令和 3 年度の光熱費についての平均単価を減じた額

(3) 令和 6 年 4 月から同年 12 月までの間の電気、ガスその他これらに類するものの使用量

(4) 令和 6 年 4 月から同年 12 月までの間の燃料費についての平均基本料金から令和 3 年度の燃料費についての平均基本料金を減じた額

(5) 令和6年4月から同年12月までの間の燃料費についての平均単価から令和3年度の燃料費についての平均単価を減じた額

(6) 令和6年4月から同年12月までの間の自動車用燃料、ボイラー用その他これらに類するものの使用量

3 第1項第1号、第2号、第4号及び第5号並びに前項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる額の算定の際には、当該額のうち、消費税及び地方消費税に相当する額を除くものとする。ただし、仕入税額控除の対象とならない取引については、この限りでない。

4 前3項の規定にかかわらず、この要綱の規定による補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付（国、県その他団体によるものを含む。）を受けている場合における当該補助金等の額については、補助対象経費の総額から差し引くものとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の全額とする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付の申請は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間に1回ずつ行うものとする。

(1) 令和6年4月から同年12月までの間の補助対象経費の額に係る申請 令和7年3月1日から令和7年3月7日まで

(2) 令和6年度における補助対象経費の総額から令和6年4月から同年12月までの間の補助対象経費の額を減じた額に係る申請 令和7年4月1日から令和7年5月30日まで

2 前項第1号に規定する申請の補助金等交付申請書に添付する書類については、規則第4条第1号及び第2号に規定する書類は省略するものとし、同条第3号に規定するその他参考となる書類は、次に掲げるものとする。

(1) 令和3年度及び令和6年4月から同年12月までの間の光熱費及び燃料費の価格が確認できる書類

(2) 令和6年4月から同年12月までの間の電気、ガスその他これらに類するものの使用量及び自動車用燃料、ボイラー用その他これらに類するものの使用量が確認できる書類

(3) 国、県等から、令和6年度における光熱費及び燃料費に係る補助金等の交付を受けている場合にあっては、その金額が確認できる書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

3 第1項第2号に規定する申請の補助金等交付申請書に添付する書類につい

ては、規則第4条第1号及び第2号に規定する書類は省略するものとし、同条第3号に規定するその他参考となる書類は、次に掲げるものとする。ただし、第1項第1号に規定する申請を既に行った場合であって、前項各号に規定する書類と同一のものが次に掲げる書類に含まれるときは、当該同一の書類は省略することができるものとする。

- (1) 令和6年度における光熱費及び燃料費の価格が確認できる書類
 - (2) 令和6年度における電気、ガスその他これらに類するものの使用量及び自動車用燃料、ボイラー用その他これらに類するものの使用量が確認できる書類
 - (3) 国、県等から、令和6年度における光熱費及び燃料費に係る補助金等の交付を受けている場合にあっては、その金額が確認できる書類
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類
- (直近年度に係る読替え)

第8条 第5条の規定にかかわらず、令和5年度に指定管理者の選考又は審査を行った指定管理施設に係る補助対象経費の算定に当たっては、同条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号並びに第2項第1号、第2号、第4号及び第5号中「令和3年度」とあるのは「令和4年度」と読み替えるものとする。

- 2 前条の規定にかかわらず、令和5年度に指定管理者の選考又は審査を行った指定管理施設に係る補助金の交付の申請に当たっては、補助金等交付申請書に添付する書類について、同条第2項第1号中「令和3年度」とあるのは「令和4年度」と読み替えるものとする。

(補助金の請求)

第9条 第7条第1項第1号に規定する申請において、補助金を請求しようとするときは、交付決定を受けた年度の3月11日までに、請求書に実績報告書その他必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

- 2 第7条第1項第2号に規定する申請において、補助金を請求しようとするときは、交付決定を受けた年度の6月6日までに、請求書に実績報告書その他必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

(書類等の保管)

第10条 規則第8条に規定する書類及び帳簿等は、当該補助事業の完了した市の会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他の事項)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

指定管理施設
芸術劇場及びベイスクエア・パーキング
文化会館及びはまゆう会館
総合体育会館、北体育会館、南体育会館及び西体育会館
福祉援護センター
秋谷老人福祉センター及び公郷老人憩いの家
総合医療センター病児・病後児保育センター
中央こども園病児・病後児保育センター
池上コミュニティセンター
救急医療センター
総合医療センター
市民病院
健康増進センター
勤労福祉会館
市営住宅
公園水泳プール

不入斗公園、はまゆう公園、衣笠公園、根岸公園、大津公園、佐原 2 丁目公園、光の丘公園、西公園及び湘南国際村西公園
追浜公園、夏島都市緑地及び夏島グラウンド
ペリー公園及びくりはま花の国
ヴェルニー公園（よこすか近代遺産ミュージアムティボディエ邸を除く。）、三笠公園及び平和中央公園並びに海辺つり公園及びうみかぜ公園
長井海の手公園及び荒崎公園
猿島公園
田浦梅の里、しょうぶ園、衣笠山公園、走水水源地公園、旗山崎公園、野比かがみ田緑地、光の丘水辺公園及び太田和つつじの丘並びに浦郷みなと緑地、西浦賀みなと緑地及び久里浜みなと緑地
公園墓地
深浦ボートパーク及び浦賀ボートパーク
船舶保管施設等（秋谷漁港施設用地（船舶保管施設、船舶保管施設関連駐車場及び船舶保管施設関連船舶昇降機に係るものに限る。））
生涯学習センター

注 名称の変更があった指定管理施設については、当該変更のあった日以降は、変更前の指定管理施設の名称を、変更後の名称に読み替えるものとする。